

# 「いじめ防止基本方針」

## 長崎市立橘中学校「いじめ防止基本方針」

人権尊重の精神を基本に据え、すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校内外を問わず、いじめ問題を追放し、根絶することを目的とする。

### 「めざす生徒像」

- 将来の夢や目標を持ち主体的に取り組める生徒
- 差別や偏見をせず人権を大切にできる生徒
- 相手の気持ちを理解し、協働できる生徒
- 他と協力して課題を解決しようと努力する生徒
- 困難な状況でもあきらめず、失敗を恐れず前向きに挑戦できる生徒
- 学校や地域を大切に、社会に貢献しようとする生徒

### 「PTAとの連携」

- ・ P T A 総会
- ・ 評議員会、理事会
- ・ 校外補導部会
- ・ 学年、学級 P T A
- ・ 部活動振興会 など

### 「いじめ対策委員会」

- ・ 校長・教頭・教務主任
- ・ 学年主任・生徒指導主事
- ・ 養護教諭・S C・SSW

### 「関係機関との連携」

- ・ 教育委員会、警察
- ・ 子育てサポート課
- ・ 児童相談所
- ・ 法務局
- ・ 医療機関、民生委員
- ・ スクールサポーター
- ・ 少年センター
- ・ 学校評議員 など

「学校いじめ防止基本方針」へのいじめ重大事態について

【いじめ重大事態について】 ※詳細は「長崎市いじめ防止基本方針」参照

(1) 調査を要する重大事態の例

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

※土日を除いて7日間連続欠席が続く場合は市教委へ報告する。

③その他の場合

- ・ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

※早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。

※法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

(2) 重大事態の報告

- ・ 重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
- ・ 学校→教育委員会→市長

(3) 調査を行う組織

- ・ 学校の「いじめ対策委員会」又は教育委員会の「いじめ問題調査チーム」において調査を行う。

## I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、組織的、計画的、継続的に未然防止を行い、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

## 1 いじめとは

### いじめの定義を理解する

※いじめ防止対策推進の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

## 2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」には、どのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方にも関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。

## 3 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要です。

### 《 分 類 》

### 《抵触する可能性がある刑罰法規》

ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる===>脅迫、名誉毀損、侮辱  
イ 仲間はずれ、集団による無視

※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする =====>暴行

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする =====>暴行、傷害

オ 金品をたかられる =====> 恐喝

カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする=====>窃盗、器物破損

キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

=====>強要、強制わいせつ

ク ネットやSNSで、誹謗中傷や画像、映像等の無断記載や公開、嫌なことをされる=====  
=====>名誉毀損、侮辱

#### 4 相談しやすい環境づくりをすすめるためには

生徒たちが、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後の情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

##### ① 本人からの訴えには

○心身の安全を保証する。

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には、全力で守る手だてを考えねばならない。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やスクールカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

○事実関係や気持ちを傾聴する。

「あなたを信じているよ」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※ 事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の傾聴だけにならないように注意する。

##### ② 周りの生徒からの訴えには

○いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

○「よく言ってきたね」とその勇気ある行動を称え、情報の発信源は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

##### ③ 保護者からの訴えには

○保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。

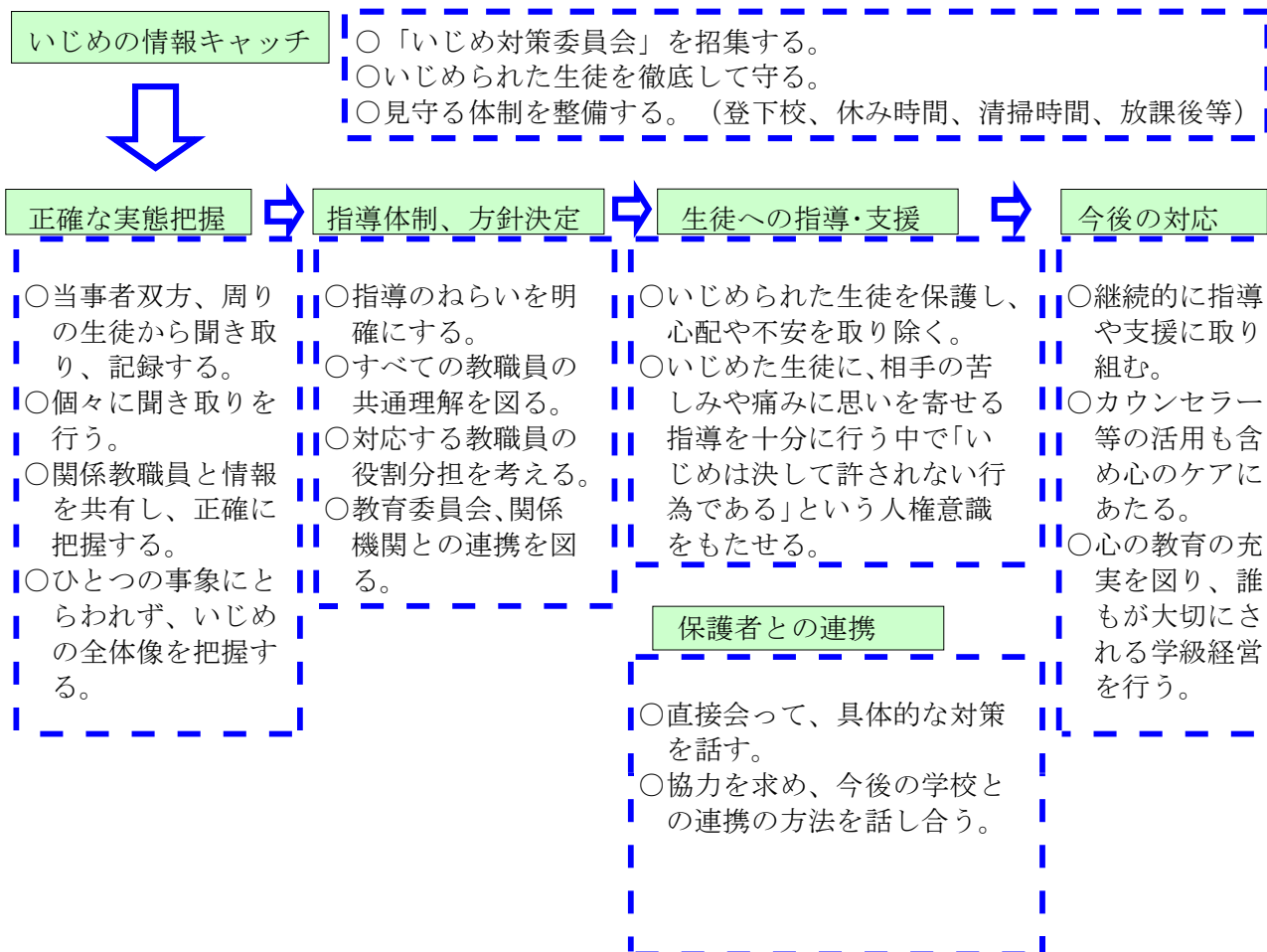
○問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておく。

○生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘するのではなく、保護者の気持ちを十分に理解して接するよう心がける。

## Ⅱ 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

## 1 いじめ対応の基本的な流れ



## いじめのチェックリスト

### 4 いじめのチェックリスト

#### （いじめられている子どもが発するサイン）

##### ①からだや体調

- ☐ 衣服が汚れていたり、破れていたりすることがよくある。
- ☐ 傷やあざがあるのか、腕や足、首などの肌を隠そうとする。
- ☐ 頭痛、腹痛、吐気を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁である。

##### ②しぐさや態度

- ☐ どこかおどおどして、脅えているように感じられる。
- ☐ 元気がない、浮かない顔をしていることが多い。
- ☐ 教師と視線を合わせようとしない。（教師の目を避けている）
- ☐ 何事にも集中力がなくなって、ぼんやりしていることが多い。

##### ③友達との関係

- ☐ 周りの友達に異常なほど気をつけているように見える。
- ☐ 人のいいなりになっているように見える。（使い走りではないか）
- ☐ 今まで付き合っていたグループから急に離れた。
- ☐ 交友関係が急に変わった。
- ☐ 嫌なあだ名で呼ばれている。

- ☐ 特定の子どもの席に誰も座ろうとしない。席の周りが開いている。ゴミが散乱している。

##### ④生活面

- ☐ 納入金などを急に滞納しはじめた。
- ☐ 机やかばんの中などが荒らされている。
- ☐ 文具、服、靴などが隠されたり、壊されたりしている。
- ☐ 黒板、トイレなどに実名やあだ名で落書きがされている。
- ☐ 学級写真などの顔にいたずらされている。

#### （いじめている子どもが家庭で出すサイン）

- ☐ 買ってやった覚えのない品物を多く持っている。
- ☐ お金の使い方が荒くなる。
- ☐ 学校からの帰りが遅く、言葉遣いや素行も悪くなる。
- ☐ 友達への電話なのに、命令的な口調で話す。
- ☐ 友達を呼び捨てにしたり、軽蔑した口調で話す。
- ☐ 洗わなければならない体操服を持ってこない。（他人のものを借りて使っている。）

## 2 いじめ対応の基本的な流れ

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行うことが必要である。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導担当（いじめ対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。

### ①いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聞く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重に配慮する。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行うことが必要である。
- 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

### ②事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聞き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員（学年主任・担任・生徒指導担当）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

#### 《把握すべき情報例》

- 誰が誰をいじめているのか？・・・・・・・・【加害者と被害者の確認】
- いつ、どこでおこったのか？・・・・・・・・【時間と場所の確認】
- どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？・・・・・・・・【内容】
- いじめのきっかけは何か？・・・・・・・・【背景と要因】
- いつ頃から、どのくらい続いているのか？・・・・・・・・【期間】

#### 《要注意》

生徒の個人情報はその取扱に十分注意すること

## 3 いじめが起きた場合の対応

### ①いじめられた生徒に対して

〔生徒に対して〕

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊心を高めるよう配慮する。

〔保護者に対して〕

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

### ②いじめた生徒に対して

〔生徒に対して〕

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

〔保護者に対して〕

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言する。

### ③周りの生徒たちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級、学年、学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬ行為をする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たち問題として意識させる。

### ④継続した指導

- いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへ取組を強化する。

### ⑤いじめ解消の定義

- 加害行為がやんでいる状態が3ヶ月以上継続し、被害者が心身の苦痛を感じていないこと。

## 4 年間計画

| 月 | 指 導 内 容                                                        | 月  | 指 導 内 容                                                 |
|---|----------------------------------------------------------------|----|---------------------------------------------------------|
| 4 | いじめ防止基本方針の共通理解、生徒・保護者等への周知 生徒の情報交換<br>生活アンケート調査                | 10 | 生活アンケート調査                                               |
| 5 | 生活アンケート調査<br>連休明けの生徒観察・情報交換                                    | 11 | 生活アンケート調査<br>三者面談 教育相談<br>小中連携によるいじめ防止の取組               |
| 6 | 生活アンケート調査                                                      | 12 | 生活アンケート調査<br>生徒会役員改選と組織づくり<br>人権集会<br>職員研修会（情報交換、ケース会議） |
| 7 | 生活アンケート調査<br>教育週間（道徳公開授業）生徒総会<br>家庭訪問 教育相談 三者面談<br>学校評議員との情報交換 | 1  | 生活アンケート調査<br>休業中の生徒の情報交換と共通理解                           |
| 8 | 生活アンケート調査（登校日）<br>平和祈念集会 職員研修会（情報交換、ケース会議他）                    | 2  | 生活アンケート調査<br>橘中オープンスクール（中学校説明会）                         |
| 9 | 生活アンケート調査<br>休業中の生徒の情報交換と共通理解                                  | 3  | 生活アンケート調査<br>次年度申し送り資料作成<br>新入生引継ぎ・情報収集<br>年間の取組の検証・評価  |

## ※ いじめに関する主な相談窓口

| 相 談 窓 口                 | 電 話 番 号          | 相 談 時 間          |
|-------------------------|------------------|------------------|
| 橘中学校「いじめ相談窓口」           | 095 - 838- 3050  | 8:45~16:45 （月～金） |
| 24時間子供SOSダイヤル（親子ホットライン） | 0120 - 078 - 310 | 24時間 （月～金）       |
| こころの電話                  | 095 - 847 - 7867 | 9:00~16:30 （月～金） |
| 子ども・家庭110番              | 095 - 844 - 1117 | 9:00~20:00 （毎 日） |
| テレホン児童相談室               | 0956 - 23 - 1117 | 9:00~17:45 （月～金） |
| ヤングテレホン                 | 0120 - 78 - 6714 | 9:00~17:45 （月～金） |
| こども人権110番               | 0120 - 007 - 110 | 8:30~17:15 （月～金） |
| 長崎いのちの電話                | 095 - 842 - 4343 | 9:00~22:00 （毎 日） |
| 長崎こども・女性・障害者支援センター      | 095 - 844 - 5132 | 9:00~17:45 （月～金） |
| 長崎市少年センター               | 095 - 825 - 1949 | 9:00~17:30 （月～金） |
| 長崎市教育研究所教育相談            | 0120 - 556 - 275 | 9:00~16:00 （月～金） |
| 子育て支援相談電話               | 095 - 825 - 5624 | 8:45~17:30 （月～金） |